

令和6年度

第3回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和6年6月25日

石巻市農業委員会

第3回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和6年6月25日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2号 農地の現状変更届出について

報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第 5号 農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

閉 会

出席委員（19名）

1番	近藤茂	委員	2番	山田慧子	委員
3番	安部秀逸	委員	4番	佐々木文彦	委員
5番	佐藤克美	委員	6番	高橋由佳	委員
7番	武山勝	委員	8番	高橋千代恵	委員
9番	伏見さと子	委員	10番	佐々木洋	委員
11番	遠藤章一	委員	12番	岡田正男	委員
13番	今野真理	委員	14番	後藤嘉伸	委員
15番	前野利春	委員	16番	今野勝夫	委員
17番	日野智	委員	18番	伏見晃也	委員
19番	三浦孝一	委員			

出席農地利用最適化推進委員（20名）

20番	山田信悦	委員	21番	木村和広	委員
22番	保原政美	委員	23番	木村富雄	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
26番	首藤勝博	委員	27番	山口修一	委員
28番	齋藤忠直	委員	29番	佐々木勝行	委員
30番	佐藤晴夫	委員	31番	渡邊孝彦	委員
32番	高橋信一	委員	33番	石川雅洋	委員
34番	山田茂樹	委員	35番	勝又功	委員
36番	西條健一	委員	37番	榊田有司	委員
38番	西條勲	委員	39番	阿部正展	委員

事務局職員出席

渋谷幸伸	事務局 局長	三浦武宏	事務局 次長
星貴幸	事務局 長補佐 兼農地係長	佐藤友人	主査
本田亨	主任 主事	山本万里	主任 主事
菅井泰弘	主任 主事	門間桃子	主事

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和6年度第3回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

午後1時41分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は20名でありますので、欠席委員はおりません。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号1番近藤茂委員、4番佐々木文彦委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

◎報告第1号～報告第3号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてから、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○星貴幸事務局長補佐兼農地係長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。議案書は1ページから4ページをご覧ください。今月の受理件数は12件で、解約の理由は、農地転用によるものが2件、所有権移転によるものが10件でございます。

続きまして、報告第2号 農地の現状変更届出について、ご報告いたします。議案書は5ページです。今月の受理件数は1件で、0.5メートルの盛土をし、畑とするものです。なお、盛土が済んだ後に

届出を受理したものです。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてご報告いたします。議案書は6ページです。今月の受理件数は3件で、住宅敷地とするものが2件、美容室店舗敷地とするものが1件でございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第1号から報告第3号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○山本万里主任主事 それでは、ご説明いたします。

はじめに、番号1、議案書の7ページ、位置図につきましては別添地図資料の1ページをご覧ください。東日本大震災により被災し、転居したため耕作できずに原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に番号2、議案書の7ページ、地図資料は2ページです。平成8年から隣接地の所有者が誤って宅地の一部として利用してきたものです。非農地となって20年以上経過した土地です。

次に番号3、議案書の7ページ、地図資料は3ページです。平成9年に相続した時点で既に原野化していたものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に番号4、議案書の8ページ、地図資料は4ページです。平成7年に建築資材用の倉庫を建築し利用してきたものです。非農地となって20年以上経過した土地です。

次に番号5、議案書の8ページ、地図資料は5ページです。遠方に居住しているため耕作できず、山林化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に番号6、議案書の8ページ、地図資料は6ページです。昭和55年に隣接地に住宅を建築した時から通路として利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

次に番号7、議案書の9ページ、地図資料は7ページです。昭和40年頃に居宅を建築した時から宅地の一部として利用してきたものです。非農地となって20年以上経過した土地です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

6月18日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、現地調査並びに書類審査などを行い、審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用

される可能性はないことから、承認相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案7件について、願出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案7件について、証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○佐藤友人主査 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は10ページです。

番号1、譲受人の規模拡大のための売買です。申請地は畑1筆、面積105平方メートルです。

番号2、借受人の規模拡大のための賃借件の設定です。申請地は畑1筆、面積558平方メートルです。

番号3、借受人の規模拡大のための賃借件の設定です。申請地は田1筆、面積544平方メートルです。

番号4、議案書は11ページです。親子間の贈与です。申請地は畑1筆、面積1,992平方メートルです。

番号5、譲渡人の所有地処分のための贈与です。申請地は畑1筆、面積110平方メートルです。

番号6、祖母から孫への贈与です。申請地は田1筆、畑2筆、合計3筆、面積4,642平方メートルです。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、高橋千代恵委員長から審査結果について報告願います。

○高橋千代恵農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

6月18日開催の農家相談委員会において、現地写真等による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案6件について、原案のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案6件について許可を与えることに決しました。

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 それでは、説明いたします。

はじめに番号1、議案書の12ページ、併せて別添地図資料8ページとなります。太陽光発電施設とするものです。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号2、議案書は12ページ、地図資料は9ページです。太陽光発電施設とするものです。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号3、議案書は12ページ、地図資料は10ページです。漁業用施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。なお、既に利用されているため、始末書が提出されています。

次に番号4及び番号5、申請者が同一であることから併せて説明します。議案書は13ページ、地図資料は11ページです。太陽光発電施設とするものです。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号6、議案書は13ページ、地図資料は12ページです。太陽光発電施設とするものです。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号7、議案書は14ページ、地図資料は13ページです。道の駅の駐車場とするものです。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に番号8、議案書は14ページ、地図資料は14ページです。太陽光発電施設とするものです。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号9、議案書は15ページ、地図資料は15ページです。事業所の駐車場とする転用です。農地区分は10ヘクタール以上の一団の農地であるため、第1種農地に該当しますが、既存施設の2分の1拡張の例外規定が摘要されます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、佐藤委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

先の農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案9件について、原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案9件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は、16ページから77ページになります。事務局から議案の内容について説明願ひします。

○菅井泰弘主任主事 それではご説明いたします。別途配布しております令和6年度農用地等利用集積計画一覧表で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

はじめに、一覧表の1ページから5ページをご覧願ひします。中間管理機構による一括方式の利用権設定については、118件で419筆、合計面積は71万4,203平方メートルです。貸借期間は、4年6か月から10年で、10アール当たりの賃借料は水田利用で2,000円から1万8,000円、農業用施設としての利用で1万9,500円、コメによる物納は20kgから90kgとなっています。

所有権移転については、5件で9筆、合計面積は1万3,881平方メートルです。10アール当たりの売買価格は、水田利用で20万4,498円から50万円です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、佐藤委員長から審査結果について報告を願ひします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者などであり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、本案件にかかる一括方式の118件、所有権移転の5件については承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。はじめに、一括方式について審議いたします。案件の中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に、この案件を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、番号56番から67番及び116番を議題といたします。議案書は40ページから46ページ及び74ページになります。

議席番号●番、●●●●委員は退席願います。

（●番●●●●委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案、番号56番から67番及び116番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案13件については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案13件については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号●番、●●●●委員は入場をお願いします。

（●番●●●●委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） ●●●●委員に申し上げます。本案番号56番から67番及び116番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

次に番号75番から80番までを議題といたします。議案書は51ページから55ページになります。

議席番号●番、●●●●委員は退席願います。

（●番●●●●委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案、番号75番から80番までについて、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案6件については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案6件については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号●番、●●●●委員は入場をお願いします。

（●番●●●●委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） 委員に申し上げます。本案番号75番から80番までについては、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

次に番号94番を議題といたします。議案書は65ページです。

議席番号 番、 委員は退席願います。

（ 番 委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案、番号94番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号 番、 委員は入場をお願いします。

（ 番 委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） 委員に申し上げます。本案番号94については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

改めまして、一括方式について、議案書16ページから75ページのうち、ただいま決しました番号56番から67番、番号75番から80番、番号94番及び番号116番を除いた98件について、審議いたします。ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案98件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案一括方式98件にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、所有権移転について審議をいたします。議案書は76ページから77ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案所有権移転5件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案所有権移転5件にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。議案書は78ページから87ページになります。事務局より、議案の内容について説明をお願いします。

○山本万里主任主事 それでは、ご説明いたします。

本案は、農地法の運用についての第4に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するかどうかについて、判断を求めるものであります。昨年度の農地利用状況調査の結果、B判定、再生利用が困難と見込まれる農地 となり、荒廃化して、山林・原野となったものです。議案書の78ページから87ページをご覧ください。石巻全域の畑117筆、面積99,977.4平方メートルの農地であります。

判断を求めるにあたり、農地調査委員会において航空写真による確認を実施しました。その結果、山林・原野化し、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難なもの、また周囲の状況から見てその土地を復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれることから、農地には該当しないと思料するものであります。今回、非農地と判断されたものについては、対象地の所有者99名、また、県、市及び法務局に対して、対象地は農地に該当しない旨を通知し、登記地目の変更を促すとともに、対象地を農地台帳から削除することになります。また、筆界未定の農地に関しては登記地目の変更ができませんので、その旨を所有者に告知し、非農地であることを通知するまでといたします。

なお、議案提出にあたり、本来であれば位置図を添付するところではありますが、筆数が多いこと及び広範囲であることから議案書に添付することが出来ませんでした。確認のための資料として公図を重ねた航空写真を会場外に用意しておりますので、後程ご確認ください。

以上の説明となります。

○議長（三浦孝一会長） 事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、佐藤委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

先の農地調査委員会において、事務局から説明を受け、利用状況調査等の結果を踏まえ、航空写真を用いて一筆ごとに確認を行いました。農地法の運用について、第4の判断基準に基づき、審議した結果、非農地とすることが相当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） それでは、議案精査に入ります。会場の外に航空写真を用意しております。議案精査は5分程度で終わるようにお願いします。それでは、会場外にて議案精査をお願いします。

午後2時10分休憩

〔会場外で各自議案精査〕

午後2時15分開議

○議長（三浦孝一会長） それでは会議を再開します。

先程、事務局説明及び農地調査委員会委員長より検討結果につきまして、報告がございました。本案117件について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。本案117件について、全て非農地と判断することで、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案117件について、全て非農地と判断することと決しました。

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度第3回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午後2時16分 閉会